

徳島県告示第九十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、監視伝染病に関する検査を次のとおり実施する。
令和五年三月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

実施の目的	監視伝染病の種類	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
監視伝染病の発生を予防又は予察	ブルセラ症	県下一円	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入牛（種付けの用又は搾乳の用に供するものに限る。） 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛（ただし、過去に検査したものを除く。） 3 その他所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する牛 	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する日	エライザ法による検査、疫学的検査、臨床検査及び細菌検査
結核	ヨ－ネ病	同	<ol style="list-style-type: none"> 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 2 1の牛と同一施設内で飼育している牛 	同	ツベルクリン検査、疫学的検査及び臨床検査
		鳴門市、小松島市、阿波市、三好市、勝浦郡、名東郡、那賀郡、海部郡、板野郡及び三好郡	<ol style="list-style-type: none"> 1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 2 1の牛と同一施設内で飼育している牛 3 公共放牧場に放牧する牛 4 受精卵の採取の用に供する牛 	同	スクリーニング法による検査、リアルタイムPCR法による検査、ヨ－ニン検査、疫学的検査、臨床検査及び細菌検査
		県下一円			

<p>伝達性海綿状脳症</p>	<p>同</p>	<p>1 月齢が満九十六月以上の死亡した牛の死体、月齢が満四十八月以上の起立不能を示した牛の死体及び全月齢の伝達性海綿状脳症を疑う症状のあった牛の死体。ただし、(1)から(4)までに該当する場合を除く。 (1) 地理的条件により検査が不可能であると知事が認めた場合 (2) 災害等により死体が破損し、又は紛失した場合 (3) 病性鑑定を行った結果、検体が確保できなくなった場合 (4) 死体の移動、移入又は移出が禁止され、又は制限されている場合 2 月齢が満十八月以上の死亡しためん羊及び山羊</p>	<p>令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで</p>	<p>エライザ法による検査、疫学的検査及び臨床検査</p>
<p>オーエスキー病</p>	<p>同</p>	<p>5 共進会等の衛生対策要領に基づく検査を必要とする牛 6 徳島県外導入牛防疫対策要領に基づく検査を必要とする牛 7 徳島県牛ヨーネ病防疫対策実施要領に基づく検査を必要とする牛 8 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛であつて、所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定するもの</p>	<p>令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する日</p>	<p>ラテックス凝集反応検査</p>
		<p>所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する豚</p>		

腐蛆病 <small>モ</small>	鳥マイコプラズマ症	豚熱	アフリカ豚熱	高病原性鳥インフルエンザ	低病原性鳥インフルエンザ	家きんサルモネラ症 (ひな白痢に限る。)	アカバネ病	チユウザン病	アイノウイルス感染症
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する蜜蜂	所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する鶏	所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する豚及びいのしし	同	所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する鶏	種卵の用に供し、又は供する目的で飼育している鶏であつて、所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定するもの	前年の夏を越していない牛であつて、所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定するもの	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	令和五年六月一日から同年十月三十日までの間において所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する日	同	同
臨床検査及び細菌検査	急速凝集反応検査	エライザ法による検査、中和試験、PCR検査、蛍光抗体法による検査及びウイルス分離検査	PCR検査	エライザ法による検査、寒天ゲル内沈降反応検査その他必要な検査	急速凝集反応検査、試験管凝集反応検査及び細菌検査	臨床検査及び血清学的検査	同	同	同